

平成 2 3 年第 3 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 3 年 3 月 7 日 (月曜日) 午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	鈴木隆君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	深澤克太郎君	商工観光交流課長	池田茂基君
建設課長	照井智則君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	小林宏和君	幼児教育課長	泉谷隆雄君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に差し上げております日程表により行います。

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は一般質問席に登壇して発言してください。

◇吉 野 久 君

○議長（高橋 猛君） 7番、吉野 久君の一般質問を許可いたします。吉野 久君、登壇願います。

（7番 吉野 久君 登壇）

○7番（吉野 久君） おはようございます。久々の一般質問ということで少し緊張しております。監査委員を拝命してから一般質問を控えてまいりましたけれども、さきの議会広報の全国研修で施政方針に対する一般質問の重要性を再認識し、また、議会は町当局と施政方針に対しての共通理解を得るべきものと考えまして登壇いたしました。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

平成23年度の一般会計当初予算額が111億3,791万1,000円と提示されました。これに3月補正予算に計上された「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の2億7,019万7,000円と合わせると、実質114億810万8,000円の予算規模となります。新年度行われる個々の事業への質問はこの後の一般質問や全体質疑、委員会質疑に譲ることとし、ここでは町の将来像の「町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち」づくりを目標に編成された平成23年度当初予算の基本的な方針について、町長の政治姿勢とあわせ4点質問いたします。

最初の質問は、この当初予算の位置づけについてお伺いいたします。

平成23年度は町が誕生してから7年目となり、合併特例法で定めた「合併算定替」や「合併特例債」などの優遇措置も残すところあと4年間となります。また、総合計画の「前期基本計画」に基づき、町を取り巻く社会経済状況の変化を見きわめて策定された「後期基本計画」での「ジャンプアップ」を目指したまちづくりの2年目を迎えます。そして、現在2期目の町長任期が満了するまでは残り1年8カ月です。町長は、この状況下での新年度予算をそれぞれにどのような位置づけをして予算編成したのかをお伺いいたします。

次の質問です。

町長の町政推進の基本姿勢は施政方針の前段や終わりにも述べられておりますが、ここでは財政運営面での基本姿勢についてお伺いいたします。

町長はこれまで、常にプライマリーバランスを考慮して予算編成をしてきており、その姿勢はこの当初予算でも揺るぎません。その結果、平成19年度決算での実質公債費比率19.4%が、平成21年度決算では16.3%まで改善してきています。前述の後期基本計画では、平成26年度までの財政指標の見通しも掲載していますが、町長が理想とする町財政の到達点をどこに置いているのか。また、今後の公共施設再編事業や小中学校の統廃合、空き校舎施設の活用などの重要課題事業の推進や、新たな行政課題に対応する政策的経費のためにこの基本姿勢を崩すことがあるのかなど、町長の町財政運営での基本理念をお伺いいたします。

3点目は、後期基本計画の中でも重点施策として位置づけした「まちづくり戦略プロジェクト」についてお伺いいたします。

重点事業を各課連携での「まちづくり戦略プロジェクト」で遂行する取り組みは平成23年度で3年目を迎えます。新年度は各プロジェクトに新たな事業も加わり、その成果を期待するものです。一方、事業成果をより向上するためには、事業システムにプラン、ドゥー、チェック、アクションのPDCAサイクルを取り入れることが不可欠です。町長は、この2年間のプロジェクトでの事業取り組みをどのように検証し、また改善すべき点をどのように工夫して、実効性ある事業として新年度予算に提案しているのかをお伺いいたします。

この質問の最後に、事業実施の時期について質問いたします。

各事業の執行は、国政での予算関連法案の先行きなど不安定な状況も気になるところですが、補助事業については実施認可の手続きもあり、6月以降の執行になるでしょう。しかし、町の疲弊した経済状況を勘案すれば、少しでも早い時期の事業発注が必要です。公共工事の端境期に当たる4月、5月に3月補正での「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の事業

を集中して発注すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまの吉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに予算編成についてお答えいたします。

私の町政に対する基本姿勢は、時間意識は常に持ちながらも、基本的にカウントダウンではなく、カウントアップの姿勢です。その理由は、多くの仕事の目標達成は積み上げることで可能になると認識しているからです。したがって、過年度の取り組みを踏まえて将来を考えていく姿勢で臨んでいるところです。そのため、平成23年度の予算編成もそうした姿勢で臨んでおります。立町満7年を迎えるとともに、総合計画後期基本計画2年目の年度としてこれまでの成果を踏まえ、着実に積み上げていく位置づけで予算編成に臨んだところです。

また、合併特例債の期限や地方交付税の一本算定については意識しながら対応してきております。具体的には、合併特例債の基金造成可能額は今後の財政環境を見据え、既に満額造成しておりますし、一本算定を意識して公共施設の再編整備などにも着手し、経常経費の圧縮に取り組んできたところです。今後もこうした基本姿勢のもと、具体の取り組みを着実に積み重ねていく意識でそれぞれの年度をとらえ、私に与えられた期間の予算編成に臨んでまいりたいと考えております。

次に、理想とする財政の到達点についてですが、議員ご指摘のとおり、私はこれまでプライマリーバランスの黒字化を意識してきました。その結果、財政指標の一つである実質公債費比率は年々改善される見通しとなっております。その上で、こうした財政指標についてはよくなって困ることはありませんので、基本的に住民サービスを維持向上させながらできる限りよくしてまいりたいと考えております。

しかし、財政指標は地方交付税など、財政環境の変化によって変動してまいりますので、まずは地方公共団体の財政の健全化に関する法律で定めている健全化判断比率が早期健全化基準を上回らないことを基本目標に置いているところです。また、プライマリーバランスの黒字化はできる限り堅持してまいりたいと考えており、そのため振興基金や公共施設整備基金を創設し、将来の財政需要に一定の準備をしてくれているところです。しかし、それでもなお対応できない規模で喫緊の施設整備などの財政需要が生じた場合は、課題解決を図ることを最優先に考え、柔軟性を

発揮することが必要と考えております。

次に、「まちづくり戦略プロジェクト」の検証についてですが、既にPDCAサイクルを活用した施策事業の評価方法及びスケジュールを作成し、これに沿って検証・評価を実施しております。具体的には、事業ごとの事業評価シート、そして施策ごとの施策評価シートを作成し、これらの評価シートに基づき、事前、中間及び事後の3回にわたり検証・評価することとしております。その検証・評価は、第1段階として関連事業化レベルの横断会議で検証、協議を実施し、その後、第2段階として、その結果を踏まえた評価会を開催する流れとしております。22年度においては、後期基本計画におけるプロジェクト事業初年度ということで、23年度の予算編成作業に合わせて11月の中間評価からの着手となりましたが、評価会においては事業の進捗状況を確認するとともに、課題の洗い出しとその対応について議論を重ね、23年度の計画予算に反映させております。また、22年度の事後評価と23年度の事前評価は3月下旬に実施する予定となっております。

最後のご質問、交付金事業の早期発注についてですが、きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金の創設趣旨などをかんがみ、早期に発注できる事業については可能な限りの早期発注に努めてまいりたいと考えており、議員と同様の認識でおります。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。

○7番（吉野 久君） いえ、ございません。一言だけお願いします。

今回の質問は、町長の施政方針を通じながら、町長の行政執行に対するスタンスをお聞きいたしました。非常に町長の前向きな政治姿勢といたしますか、まちづくりに対応する姿勢を実感いたしております。今後とも議会が町と同じような方向を向きながら、まず、よりよい美郷町づくりにお互いにまい進していきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、7番、吉野 久君の一般質問を終わります。

◇飛 澤 龍 右 工 門 君

○議長（高橋 猛君） 次に、16番、飛澤龍右工門君の一般質問を許可いたします。飛澤龍右工門君、登壇願います。

（16番 飛澤龍右工門君 登壇）

○16番（飛澤龍右工門君） 16番、飛澤龍右工門でございます。通告に従いまして、一般質問い

たします。

今回の私の質問としては、地域の身近なことを2点についてお尋ねいたします。

1点目として、信号機の設置について質問いたします。

信号機設置については今回のみならず質問しておりますが、いまだに設置には至っていないのが現状であります。今までの説明で設置側の厳しい実態は十分わかって再度質問させていただきます。

美郷町では、公安委員会へ数箇所の設置要望をしていると伺っておりますが、設置場所によって要望内容が異なると思います。学校近くでは学童の安全、他においては車等の配慮と思いますが、設置する場所の実態を十分に把握して要望しているかということです。設置場所の状況を一番よく知っているのは地域住民ではないかと思われます。

私が今回特に要望したいという場所は、通称六郷カントリー前道路と広域農道の交わる交差点です。この交差点において、ことしではございますが、降雪後ではありますが、8件ほどの事故が発生しております。うち、大きい事故が2件で、どうしても信号機と横断歩道の設置が緊急を要する場所ではないかと思い、一般質問いたしました。町長の見解をお尋ねいたします。

2点目について質問いたします。

街路灯の改修でございます。

今回、町長の施政方針に、「第7章 安全で安心できるまちをめざして」の第3節に、青少年健全育成防犯の推進が記されてありました。通学路を重点に防犯灯60基を新設するというものです。安全安心に配慮した推進とうかがえます。

私が街路灯の改修について質問いたしましたのは、今回、信号機を設置していただきたいという道路の延伸と、六郷小学校の通りの街路灯ですが、現在ついている街路灯はほとんど機能を果たしておりません。理由はいろいろあるようですが、地域からは、どんな理由であろうと故障したものは直すのが当たり前と思っているようですが、逆に反面、あきらめも出てきています。私としては、どんな形でもいいから安全安心につながる対策を早急に講じていただきたいと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、信号機設置の早急な対策についてですが、交通安全施設の整備については、毎年美郷

町交通安全協会や学校、PTA、地元行政区などから出される整備要望等を踏まえ、警察とともに実地点検を行うとともに、美郷町交通安全対策協議会に諮り、その内容を検討しております。その上で、信号機や横断歩道の設置に係る要望については、所管が議員ご指摘のとおり、県公安委員会ですので、毎年大仙警察署に要望しているところです。

信号機については、現在町では、議員ご指摘の箇所を含めて7カ所の信号設置要望をしておりますが、県予算の関係から設置枠が限られており、要望どおりの設置が非常に厳しい状況です。ちなみに、今年度は大仙警察署管内の設置要望に対する実績はゼロ基とのことです。町では、こうした県予算状況を踏まえ、まずは美郷町でできることを実施していく観点で、議員ご指摘の箇所については、昨年4月、注意喚起の目的で、「交差点あり」「この先止まれ」の2種類の看板を設置しております。

また、議員ご指摘のように、当該交差点付近ではこの冬の交通事故がたび重なって発生しました。美郷交番に確認したところ、ことしに入って4件の事故が発生し、うち車対車の事故では1人が救急搬送されているようです。その発生原因の大部分は早朝や夕方の路面凍結によるスリップとのことで、なお一層の注意喚起の必要性を感じているところです。そのため町としては、ご要望の箇所を含めた信号機設置並びに横断歩道について粘り強く県公安委員会に設置要望を継続していくとともに、重ねて交通事故防止の注意喚起を行うため、新たに注意喚起看板を増設するなど対策を強化してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、街路灯の改修についてですが、ご質問がありました街路灯は、中央通り線の六郷小学校前の道路に6基、町道安楽寺小婦気線のカントリー西側の道路に6基を、平成13年度から15年度にかけて道路照明施設として国庫補助事業で設置したものです。街路灯は道路照明を目的とした従来のハイウェイ灯ではなく、環境に優しい風力発電と太陽光パネルによる発電の併用方式で、逐電した電力を利用して明かりをともすという仕組みです。設置されている街路灯12基について現地確認したところ、六郷小学校前の街路灯は機能停止したものが5基、機能低下したものが1基となっておりますが、小学校付近には防犯灯が4基、学校敷地内に2基、商店街に1基照明灯が設置されており、街路灯の機能を補完している状況となっております。歩行者は比較的安心して通行できる状況にあります。また、カントリー西側の町道安楽寺小婦気線には、機能停止したものが3基、機能低下したものが2基、平成22年度に住民要望により照明灯を交換したものが1基となっております。

このような状況にあった省エネ街路灯に対して、対応ができていたことについてはおわびを

申し上げますとともに、関係課に対して適切に対処するよう指示してまいります。今後、六郷小学校前の省エネ街路灯6基については、防犯の意味において、光が不足している箇所を確認し、子どもたちや地域の方々に不安を与えないように照明機器の交換などをできるだけ早急に対応してまいります。また、カントリー西側の省エネ街路灯については、省エネ街路灯付近に防犯灯などが全くないことから、東北電力と電力引き込みの協議を行い、できるだけ早急に新たな照明機器に交換し、歩行者や道路利用者の安全を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。飛澤龍右エ門君。

○16番（飛澤龍右エ門君） ただいまの町長の説明で十分わかりましたけれども、いずれ、美郷町管内において、県道と町道が交わる箇所で、何年かになると思いますけれども、2件ほどの重大事故が発生した後で信号機がついております。その後は余りそういう事故がないように聞いておりますけれども、やはりどちらかと言えば、事が重大になった後にそういう信号機がつくという後追いというような感じでございますので、どうかこの後も頑張って、美郷町においても7カ所という要望が出されているようですけれども、頑張ってお願ひしたいと思ひます。

それから街路灯でございますけれども、今早急に担当の方にお願ひして取りつけていただけるということで、まずその分よろしくお願ひしたいと思ひます。先週、農家にとっては明るい話で、今の戸別所得補償の変動部分が口座に振り込まれました。この後、街路灯もつけていただいて、明るいまちづくりに何とかひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、16番、飛澤龍右エ門君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願ひます。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、二つの問題について一般質問いたします。

初めに、T P P環太平洋戦略的経済連携協定について質問いたします。

昨年10月、菅直人首相がT P Pへの参加を突然言い出して以来、T P P問題が国政の大争点に

なっています。日本が環太平洋連携協定に参加すれば、まず何よりも国民への食糧の安定供給が危険にさらされます。ＴＰＰの最大の特徴はすべての品目の関税撤廃を原則にしていることです。農産物の関税がゼロになれば、輸出大国であるアメリカ、オーストラリアなどから米、畜産物、砂糖などが大量になだれ込み国内生産は致命的な打撃を受けます。農水省の試算によれば、米生産は90%がなくなり、小麦は99%、牛乳・乳製品は56%、サトウキビ100%、牛肉75%、豚肉75%などが打撃を受け、農産物の生産額は4兆1,000億円、50%減少するとされています。

昨年3月、民主党政府は食料自給率を10年後に50%に引き上げる食料・農業・農村基本計画を打ち出しました。打ち出したばかりでありますけれども、ＴＰＰ参加はそれとは逆行するもので、食料自給率は40%から13%に低下することが農水省試算でも明らかにされています。貿易、自由化に乗りおくれるなど強く求めているのは日本経団連です。輸出大企業のもうけのために国民の食料を犠牲にし、農業と農村を切り捨てることは許せません。世界は、食料は自由に輸入できる、こういう時代ではありません。自由化一本やりではなく、食料主権を確立し、農業の多面的発展に力を注ぐべきです。ＴＰＰ参加が当地域へ与える影響とＴＰＰ参加について町長はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

ＴＰＰの影響は農村、農林漁業にとどまりません。物の貿易では、地場産業、中小企業が主に担ってきた繊維や皮革、はき物などの分野も関税ゼロになれば外国産が大量に入り深刻な打撃を受けます。物以外の分野でも、雇用、医療、金融や保険、医師、看護師、あるいは介護士などの労働市場の開放まで含まれています。賃金もアジア諸国の低賃金との競争にさらされて大幅に引き下げられる危険があります。暮らしや社会制度、広範な分野にわたり重大な影響が及ぶものです。日本医師会は昨年12月、ＴＰＰ参加によって日本の医療に市場原理主義が持ち込まれ、最終的には国民皆保険制度の崩壊につながりかねないの見解を発表し、懸念を指摘しています。

当町議会においても、昨年11月、美郷町農業と地域経済に与える影響が大きいとして反対の意見書を国に提出いたしました。全国的にもＪＡをはじめとする団体など、各地で参加反対のための集会などが開催されています。40都道府県議会と1,100を超える市区町村議会で意見書が可決されています。反対の世論が今大きく盛り上がってきています。幅広い国民運動が広がるもとの、産経ＦＮＮの最近の世論調査では、菅内閣のＴＰＰの取り組みについて「評価しない」が「評価する」を上回るなど、国民世論にも大きな変化が生まれつつあります。菅首相は、6月には参加を判断すると明言してＴＰＰへの道を突き進んでいます。国民生活に重大な影響を及ぼすＴＰＰ参加はやめるよう国に強く求めていくべきときではないでしょうか。町長のご見解をお伺いいた

します。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

T P Pについてですが、この件については、今後の国の形に大きな影響を及ぼす問題として各方面から賛否両論が出ている状況にあり、安易に影響数値を算出することに抵抗がありますが、農林水産省及び秋田県の試算に基づいて農業分野についてのみ試算してみますと、平成20年をベースとした美郷町への影響については、農業算出額で54億円、比率として84.4%減少する試算結果となります。ただし、この数値については、国境措置の撤廃に当たり財政負担等による追加対策を行わないこと、安い輸入品と競合する国産品は輸入品に置きかわることなどを前提としているため、影響額が大きく出ている可能性があることにご留意をお願いいたします。

次に、T P P参加についてどう考えるかですが、その考えをまとめるには、参加するとした場合、食料安全保障も視野に入れた国の新たな農業政策のフレームと、その政策展開によって国内農業がどう変化するのか。また、参加に伴い、農業以外の産業がどう変化するのかという見通しと、参加しないとした場合、今後の農業政策のフレームと、その政策展開によって国内農業がどう推移するのか。また、不参加に伴い、農業以外の産業がどう推移するのかという見通し、両方を比較検討することが必要と思います。しかしながら、現在のところ、例えば農業についてはその対応について議論の方向すら定まっていない状況ですし、工業についても一部業種の不参加による損失試算しか伝わってきていない状況です。

このように、比較検討できる情報が届いていない状況でT P Pについて具体を論ずることは判断を誤る危険性がありますし、仮に、結論ありきのような進め方を国が進めるのであれば、それには大いに異議があるところです。

また、T P P参加をやめるよう国に求めていくことに関しては、既に全国町村会が昨年10月、国が現場の声を一切聞かずにT P P参加について言及したこと、食料自給率を50%達成するとした政策目標、あるいは戸別所得補償制度の本格実施との整合性がないことなど、言行不一致を指摘し、その上で将来を見据えて海外とも競争できる農林水産業を早急に確立するための政策樹立が必要なことを決議しており、県町村会ではこの決議を踏まえ、平成23年度の活動で何らかの行動を検討する旨伝わってきておりますので、こうした機会を通じ、参加、不参加両面での影響や、今後の国の対応方策などを早急に国民に提示し、国全体で議論を深めていけるよう国に求め

ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） この問題については、町長おっしゃるとおり、いろいろな多方面からの賛成・反対の意見があるわけですが、私が強く感じていることは、マスコミがとにかく財界中心といますか、参加しなければもう大変なことになると、日本が鎖国状態になるという菅総理の話を一方的に流す、そういうことが多いように感じるわけです。町長がおっしゃったように、両方の立場からの考え方を国民に示していく、このことを国に求めていくということは、その点は本当に町長と一致するところでは。

日本はもうアメリカ依存といますか、簡単に言うとアメリカべったりといますか、そういうことがこのTPP問題にも如実にあらわれていることだと思います。今、農業への美郷町への影響を話されましたけれども、農業ばかりでなく国民の暮らし全体に大きな影響があるということも一部ありますので、ぜひ今後もこの問題について十分国に対して要望していただきたいと思います。

今、全国的には、各市町村とか、あとJAはもちろんですけれども、各市町村でも首長が中心になって集会を開く、こういうことがまた広がってきております。一部報道もあります。北海道などは大きく影響があるということでこういうことがやられているようです。

それで町長に1点、どちらの対場という、参加、不参加、参加に賛成、反対というよりも広く住民にこういう問題を提起していくということで、両方の立場の意見を聞くというような学習会のような、集会のようなものをぜひ町としても検討してみたいかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） 先ほど答弁いたしましたとおり、この問題については大きい問題ですので両方の情報をもとに勉強、学習することが、あるいは議論を深めることが必要であるというふうに思っています。現段階では両方の情報が届いていないのが実態でございます。したがって、広く提起することについては異存ありませんが、主催するに値するだけのきちんとした資料あるいは情報があって初めて可能になりますので、現段階においてはご意見として賜っておきます。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 国からいろいろなこういう資料が届くものかどうかということは私もよくわかりませんが、今こういう問題が起きてからいろんな専門家、大学の先生たちが地域に出向いてこの問題の講義をする、学習会をする、こういうことが今秋田県でも広く行われてきております。美郷町でも農協婦人部の皆さん方の学習会などもありましたし、ぜひこういうことを計画していただくよう要望しまして、次の質問に移ります。

2番目の質問です。

国保の一部負担金減免についてお伺いいたします。

長引く不況のもと、国保加入者にとっては国保税の支払いとともに、医療費の負担も大きいものがあります。国保法第44条は、自治体の判断で一部負担金の減免、免除など行えるとしております。厚労省は昨年、減免の新基準を発表し都道府県に通知し、減額が実行された場合の財源も国が特別調整交付金で補てんするとしています。また、同時に示したQ&Aでは、市町村の独自基準が新基準より範囲が狭い場合は対象を拡大すること、新基準以上の範囲の独自基準がある場合は狭める必要はないとしています。また、高額の外來医療を受ける場合など、新基準に該当しないケースであっても市町村の判断で減免が可能としています。またもう一つ、保険料を滞納している世帯であっても新基準に該当する場合は減免を行うこと、同時に、保険証返還の対象とならない特別の事情があると認められる場合に該当する可能性があるとし、保険証の取り扱いに留意すること、この留意点を明確に示しました。非正規雇用がふえ、中小企業が不況に苦しみ、農家所得も下がり農家経営も大変な中で、恒常的に収入の少ない人にもこの44条を適用させるべきではないでしょうか。これまでこの制度の利用はあったでしょうか。景気低迷のもとで医療費の負担が受診抑制につながり、ひいては命の危険につながる例も全国的には出されています。この制度の住民周知を図っていくべきではないでしょうか。ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

国保の一部負担金減免についてですが、国では、国民健康保険の医療費の窓口での一部負担金の減免について、以前より廃業・失業等により収入が著しく減少したときなどを減免の対象とする旨を示していたところですが、ただいま議員がご指摘のとおり、昨年9月に市町村の自主性を担保しつつ、国としての最低限の基準として新たに収入減少の認定基準を定め、都道府県に対して通知をしております。その認定基準は、入院患者がいる世帯で、かつ世帯収入が生活保護基準

以下で、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下の世帯であることとしております。

美郷町では現在、美郷町国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱規則に基づき、一部負担金の減免制度を運用しておりますが、国の通知を踏まえた規則改定を検討しており、今後、規則に明確化した上で運用するよう関係課で調整しているところです。

なお、ご質問の本制度による申請件数については、現在のところゼロ件となっております。また、当該制度のPRにつきましては、以前にも同様趣旨のご質問をいただいております。一部負担金の減免制度については、生活保護基準を目安にするといった厳しい基準であること、また、減免の期間も一時的な期間であることなどのため、安易な制度周知はかえって被保険者間に混乱を招く懸念もあることから、対象とならない方を含んだ全体に対する制度周知ではなく、個別の相談対応の際に必要な応じて制度内容を周知する現実的な対応が望ましいと答弁しておりますが、これまでこうした対応をしてきております。今後もこうした対応を踏襲しながら、要件に合致し、かつ一部負担金の減免が必要と思われる方に対しましては、保険証更新時の納税相談の場面を利用しながら制度を説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） はい、再質問。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 利用の件数がなかったということですが、これは相談はあったのでしょうか。相談があって、その対象がいなかったのかどうか伺います。

○議長（高橋 猛君） 町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 実務的な内容でありますので、担当課長に答弁させます。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（右谷康一君） 私が来てから2年になりますけれども、その期間において具体的な問い合わせがあったとは認識していません。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） PRについてですけれども、同じ答弁でありますけれども、日本の場合、国保税とか一部負担金が払えないと、こういうことになると、それを救うセーフティネットがないと即生保にいくと。ところが、その生保もなかなか難しいと、現状はこういうことだと思うんです。こういうときにこういう制度を広く知らせていく、知らせないと言っているわけではもちろんないわけですが、いろんな福祉制度とか医療制度の一環としてこういうものがあるということを住民に広く知らせておくということは、私は大変大事なことだと思います。今、

厚労省が新基準をつくったこの機会にこういうこともやるべきでないかということで、同じ前回の答弁はいただいておりますけれども、それから一步進んでこの厚労省の通知に基づいてやれるのではないかと、やりやすくなっているのではないかという意味で質問しているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） 再質問の趣旨を、町が一部負担金の減免について事務的に取り扱いやすくなっているのではないかという趣旨でお答えいたしますが、美郷町としてはこれまで規則に基づいて実施しておりますので、国の方針が示されたとしても、やりやすい、やりにくいという問題ではなくて、規則にのっとって粛々と進めてきているところですので、やりやすいというふうな実感は持っておりません。また、やりづらいとも思っておりません。粛々と進めるということがあります。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） そういう意味ではないんです。制度を、別に厚労省が新基準をつくったといっても大きく基準が変わったわけではないですよ。広く範囲が広がったわけではもちろんないのでそういう意味ではないんですが、これまでの仙北市の裁判などもありまして、今、住民に、広くといいますか、話題といいますか、今まで余り関心がなかった、知らなかったことも目に触れるようになったのではないかと、裁判などからして思うわけです。そういう意味からしても、こういう制度もあるんだよということが、例えば、都会の方では病院の中に張られている、そういう制度のお知らせみたいにしてあるというところもちよっと聞いたことがあります、東京の方で。だから、そういう対象となる、ならないは別として、こういう制度があるのだということが当たり前のように、何か特別のことではなくて困ったときに利用できる、でも実際対象にならないかもしれませんけれども、相談できるという、こういうことがいろんな福祉医療制度としては大事ではないかと、そういう意味でした。ぜひ今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日、午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前10時49分)